

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和2年度決算審査の概要 －警告決議に係る質疑と審査結果等について－
著者 / 所属	田中紗緒里 / 前決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	448号
刊行日	2022-7-29
頁	147-158
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220729.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

令和2年度決算審査の概要

— 警告決議に係る質疑と審査結果等について —

田中 紗緒里

(前決算委員会調査室)

1. 参議院における令和2年度決算の審査経緯
2. 警告決議に係る質疑の概要
 - (1) 建設工事受注動態統計調査における二重計上について
 - (2) 布製マスク配布事業における不適切な在庫管理について
 - (3) 経済産業省職員による給付金詐欺事件について
 - (4) 建築工事費調査に係る調査票配布の遅延について
 - (5) 新設タカン装置等の換装計画に係る検討が不十分で運用できない事態について
 - (6) T4中等練習機等で使用するための救命無線機の不適切な調達について
3. 令和2年度決算の審査結果等
 - (1) 決算の是認
 - (2) 決算に対する各会派の賛否及び意見
 - (3) 警告決議
 - (4) 措置要求決議
 - (5) 会計検査院への検査要請
4. 令和2年度決算審査に基づく決議の特色
5. 決算審査の更なる充実に向けた今後の課題

1. 参議院における令和2年度決算の審査経緯

国の令和2年度決算¹は、第207回国会（臨時会）の令和3年12月6日に、会計検査院の令和2年度決算検査報告とともに国会に提出された。参議院においては、同月21日の本会議において決算の概要報告及びこれに対する質疑を行った後、決算委員会に付託され、同

¹ 令和2年度決算とともに令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書、令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書が提出され、決算外2件として一括して審査された。

日、委員会において鈴木財務大臣から決算の概要説明を、森田会計検査院長から検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。第208回国会（常会）の4年3月28日に岸田内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行い、その後、省庁別審査を計6回、5月16日に鈴木財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月13日には岸田内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行い、同日に討論及び採決を行うことによって、委員会での審査を終えた。

そして、6月15日の本会議で松村祥史決算委員長から委員長報告がなされ、令和2年度決算を是認するとともに、「内閣に対する警告」（以下「警告決議」という。）を行うことを決定した。決算が提出された翌年又は当該年の常会会期中に議了するのは、平成24年度決算審査以降、9年連続となっている（該当の議決年月日等については、図表1の太枠参照）。

本稿では、令和2年度決算審査における様々な議論²のうち、警告決議に係る質疑の概要を紹介するとともに、令和2年度決算の審査結果等をまとめることとしたい。

図表1 参議院における各年度決算の議決（過去10年度分）

決算年度	国会提出日	提出された翌年又は当該年の常会	議決年月日			
			決算委員会		本会議	
H23	H24. 11. 16	第183回 (H25. 1. 28~25. 6. 26)	H26. 6. 9	是認	H26. 6. 11	是認
24	25. 11. 19	第186回 (26. 1. 24~26. 6. 22)				
25	26. 11. 18	第189回 (27. 1. 26~27. 9. 27)	27. 6. 29	是認	27. 7. 1	是認
26	28. 1. 4	第190回 (28. 1. 4~28. 6. 1)	28. 5. 23	是認	28. 5. 25	是認
27	28. 11. 18	第193回 (29. 1. 20~29. 6. 18)	29. 6. 5	是認	29. 6. 7	是認
28	29. 11. 21	第196回 (30. 1. 22~30. 7. 22)	30. 6. 18	是認	30. 6. 27	是認
29	30. 11. 20	第198回 (31. 1. 28~R元. 6. 26)	R元. 6. 10	是認	R元. 6. 14	是認
30	R元. 11. 19	第201回 (2. 1. 20~2. 6. 17)	2. 6. 15	是認	2. 6. 17	是認
R元	2. 11. 20	第204回 (3. 1. 18~3. 6. 16)	3. 6. 7	是認	3. 6. 9	是認
2	3. 12. 6	第208回 (4. 1. 17~4. 6. 15)	4. 6. 13	是認	4. 6. 15	是認

（出所）筆者作成

2. 警告決議に係る質疑の概要

（1）建設工事受注動態統計調査における二重計上について

国土交通省の建設工事受注動態統計調査において、所定の期限後に提出された過去分の調査票が同省の指示により書き換えられたことなどにより、平成25年4月以降の一部の受注高が二重に計上されていた事態、また、厚生労働省の毎月勤労統計調査における不適切事案を受けて31年1月に実施された政府統計の一斉点検では事態の発見に至らず、政策立案の根拠となる統計の信頼性が著しく損なわれたことが問題となった。

² 決算審査に当たっては、第40回国会参議院決算委員会（昭和37年5月5日）において、「国会が議決した予算及び関係法律が適正、かつ、効率的に執行されたかをはじめ決算全般について審査し、あわせて政策の実績批判を行う」との方針が決定された。これに基づき、審査対象年度の決算についてだけでなく、決算に係る事項で現年度中の予算執行に問題があるものなどについても随時議論に取り上げ、必要があれば警告を発するなどしている。

本会議において、統計調査の信頼回復に向けた取組等についてただされ、岸田内閣総理大臣は、「第三者委員会を国土交通大臣の下に立ち上げ、経緯や原因の検証を行った後、統計委員会による精査を行い、政府統計全体に対する国民の信頼を確保するため、真剣に取り組む」旨答弁した³。

委員会では、国の統計に係る不適切事案が相次いだことに対して統計委員会を所管する総務省の責任等についてただされた。金子総務大臣は、「大変遺憾である。統計委員会における再発防止のための取組を全面的に支援し実行することで、統計の信頼確保に向けて全力で取り組んでいきたい」旨答弁した⁴。

(2) 布製マスク配布事業における不適切な在庫管理について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うマスクの品薄状態に対処するための布製マスク配布事業によって生じた大量の在庫について、有効活用されないまま9億円を超える保管費用が発生していることに加え、実際の在庫枚数が計算上の在庫枚数よりも約53万枚少ないことが判明したにもかかわらず、必要な記録が残されておらず原因究明ができないことが問題となった。

委員会では、布製マスクの在庫枚数に差異が発生した原因等についてただされた。後藤厚生労働大臣は、「原因を正確に特定することは困難である。当時、少しでも早く国民にマスクを届けるべく、毎日全国の作業拠点で並行して大量のマスクの納入、こん包、配送を行っていた。こうした作業の過程において、配送枚数の集計のずれなどにより生じたものではないかと推測する。急いで作業を行わなければならない状況とはいえ、計算上の在庫枚数と実際の在庫枚数にずれが生じたことは誠に遺憾である」旨答弁した⁵。

(3) 経済産業省職員による給付金詐欺事件について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い多くの事業者が苦しい経済状況にある中で、経済産業省の職員2名が、虚偽の申請書類により持続化給付金400万円及び家賃支援給付金約1,150万円を不正に受給する詐欺行為を行い、懲戒免職処分とされた上、有罪判決を下されたことが問題となった。

委員会では、事案の経緯及び対応についてただされた。経済産業省は、「本事案は、数多くの方々が新型コロナウイルス感染症拡大で苦しんでいる中、高い倫理観を持つべき経済産業省の元職員が所管の制度を悪用して詐欺行為を行い、有罪判決を下されるに至ったものである。経済産業省としては、元職員の直属の上司等に処分を下すなどしたほか、二度とこのような事態が生じないように、事務次官から全職員に向けて服務規律の徹底を求めるメッセージを配信し周知するとともに、服務規律に関するeラーニングの実施など再発防止策を行っている」旨答弁した⁶。

³ 第207回国会参議院本会議録第5号2頁（令3.12.21）

⁴ 第208回国会参議院決算委員会会議録第3号（令4.4.6）

⁵ 第208回国会参議院決算委員会会議録第1号25頁（令4.3.28）

⁶ 第208回国会参議院決算委員会会議録第4号（令4.4.11）

（４）建築工事費調査に係る調査票配布の遅延について

国土交通省の建築工事費調査について、令和３年１月から従来の都道府県経由ではなく同省が直接実施する方法に変更したことに伴い、調査票の配布が計画より大幅に遅れていることが明らかとなり、また、建設工事受注動態統計調査に係る不適切処理問題を受け、組織内の情報共有等の課題が指摘されている中で、同省において１年以上この事態が改善されなかったことが問題となった。

委員会では、調査票配布が大幅に遅延した原因、国土交通省の責任等についてただされた。渡辺国土交通副大臣は、「国土交通省が直接事業者に報告を求める調査方法に変更してから初の調査であったため、準備段階における調査方法の情報を都道府県から入手する作業や調査対象者名簿の作成について想定以上の時間が掛かってしまった。今回の事案発生に対して、担当部局だけでなく、国土交通省全体としての問題意識を持っていかなければならないと考えている。これを正すのは国土交通省の責任ということをしつかりと認識して取り組んでいきたい」旨答弁した⁷。

（５）新設タカン装置等の換装計画に係る検討が不十分で運用できない事態について

飛行中の航空機に地上からの距離等の情報を電波によって与えるタカン装置について、海上自衛隊が管理する硫黄島飛行場の既設装置を新設装置へ換装する計画に係る検討が不十分で、既設装置等が障害物となり、令和元年９月の初度飛行点検において電波障害が発生して不合格と判定され、２年以上運用できない状況となっていたことが会計検査院により指摘された⁸。

委員会では、再発防止に向けた取組等についてただされた。岸防衛大臣は、「指摘を踏まえ、タカン装置の換装計画については、海上幕僚監部から、今回明らかになった問題点、教訓等を関係部署に通知し、十分な検討を行った上で計画立案等を実施するように指示した。防衛省としては、今後、タカン装置の換装計画はもとより、その他の機材についても今般の事案を教訓として教育を徹底するなど、再発防止に努める」旨答弁した⁹。

（６）T4中等練習機等で使用するための救命無線機の不適切な調達について

航空自衛隊のT4中等練習機等で使用するため既存の救命無線機の後継機として調達した新無線機について、調達要求事項の検討が不十分で、着水後正常に機能しない可能性があり、また、寸法が既存の無線機より大きく適切に収納できず、平成29、30両年度に調達した515個のうち496個が運用に支障が生じるおそれがあるとして、使用されていないことが会計検査院により指摘された¹⁰。

委員会では、会計検査院の指摘に対する受け止め等についてただされた。岸防衛大臣は、「全く情けない話である。航空自衛隊において、新無線機の収納方法を改善して早期の使

⁷ 第208回国会参議院決算委員会会議録第3号（令4.4.6）

⁸ 会計検査院の指摘の詳細は以下を参照。会計検査院ウェブサイト<https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy02_04_12_01.pdf>（以下、URLの最終アクセス日は、いずれも令和4年6月30日である。）

⁹ 第208回国会参議院決算委員会会議録第5号（令4.4.18）

¹⁰ 会計検査院ウェブサイト<https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy02_04_12_02.pdf>

用開始を図るほか、問題点を教訓事項として周知するとともに、教訓事項を踏まえたチェック体制を強化することで再発防止を図る」旨答弁した¹¹。

3. 令和2年度決算の審査結果等

(1) 決算の是認

令和2年度決算は、令和4年6月13日の委員会での採決の結果、多数をもって是認すべきものとし、全会一致をもって内閣に対して警告すべきものと議決された。また同日、令和2年度決算審査措置要求決議が全会一致をもって議決されたほか、国会法第105条¹²の規定に基づき会計検査院に対し検査要請を行った。6月15日の本会議においては、令和2年度決算は多数をもって是認することとし、警告決議は全会一致をもって議決された。

(2) 決算に対する各会派の賛否及び意見

令和2年度決算の委員会採決において、自由民主党・国民の声、公明党は決算の是認に賛成、立憲民主・社民、国民民主党・新緑風会、日本維新の会、日本共産党は是認に反対した。討論は反対討論のみが行われ、各会派から述べられた意見は、おおむね次のとおりである¹³。

立憲民主・社民は反対理由として、巨額の予備費の計上を含め、いたずらに規模を膨らませた予算とそのずさんな執行の結果、持続化給付金事業における不透明な委託契約や多数発生した不正受給、布製マスク配布事業におけるマスクの保管費用や不適切な在庫管理など、史上空前の途方もない無駄遣いが行われたこと、政府がワクチン購入の単価を公表しておらず、巨額の税金を投入した事業に必要な説明責任が果たされたとはいえないこと、国会開会中は原則として予備費の使用は行わないことが閣議決定されているにもかかわらず、国会開会中に多額の予備費を使用し、その理由も十分に説明されていない上、今国会中に令和4年度新型コロナウイルス感染症対策予備費を緊急経済対策に流用し、予備費減少分を補正予算で埋め戻すという前代未聞の事態が発生したことを指摘した。

国民民主党・新緑風会は反対理由として、1,000兆円を超える巨大な債務を抱えているにもかかわらず、経済成長なくして財政再建なしの耳当たりの良いフレーズの下、我が国の深刻な課題を十分に解決できない財政支出がなされた結果、直ちに財政再建を目指すことが難しい状況にまで追い込まれるなど、執行された施策の多くが持続可能性に欠けていたこと、財政民主主義に反する巨額の予備費を計上した上、予備費による執行額を切り分けて把握できず、予算の執行状況の透明性に欠けていたこと、新型コロナウイルス感染症対策の予算執行過程で専門的な知見や客観的な現状分析が生かされなかったことを指摘した。

日本維新の会は反対理由として、令和2年度決算検査報告の指摘は210件、2,108億円であり、税金の無駄遣いや不適切な会計処理が一向に減っていないこと、歳出における不用

¹¹ 第208回国会参議院決算委員会会議録第5号（令4.4.18）

¹² 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

¹³ 第208回国会参議院決算委員会会議録第9号（令4.6.13）

額と歳入の上振れが非常に巨額であり、政府の経済財政見通しや政策実現の能力に疑問を持たざるを得ないこと、租税負担率や社会保障負担率を引き上げて国民負担を増やす政府の姿勢に賛同できないことを指摘した。

日本共産党は反対理由として、新型コロナウイルス感染症拡大によって国民が深刻な打撃を受ける中、手厚い支援を行うどころか、消費税率10%を維持し、国民に自助と自己責任を押し付けた決算であること、Go To キャンペーン事業等に見られる感染症対策に逆行する予算計上や、キャッシュレス・ポイント還元事業など感染症対策に名を借りた予算計上を行ったこと、巨額の軍事費の計上が常態化し財政を圧迫していること、東京外かく環状道路等の大企業向けの大型開発事業を進め、原発再稼働を強行し、核燃料サイクルを温存していることを指摘した。

(3) 警告決議

決算に関する参議院の議決を構成する警告決議は、政府の事務事業等における不当・不適正な事象で政府が非を認めているものや、不作為やずさんな実施等により非効率な予算執行が生じた事象等に対し、参議院の立場から遺憾の意を込めて内閣に警告を発するものである。令和2年度決算自体は多数をもって是認されたが、警告決議は与野党協調の下、委員会、本会議ともに全会一致で議決されている。令和2年度決算審査における議論を踏まえて議決した警告決議の項目は、図表2のとおりである¹⁴。この警告に対し、岸田内閣総理大臣は、令和4年6月15日の本会議において、「政府としては、従来から国の諸施策の推進に当たって、適正かつ効率的に執行するよう最善の努力を行っているところであるが、今般6項目にわたる指摘を受けたことは、誠に遺憾である。これらの決議の内容は、いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えており、決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような指摘を受けることのないよう改善、指導していく」旨の所信を述べた。

図表2 警告決議の項目

1. 建設工事受注動態統計調査における二重計上について
2. 布製マスク配布事業における不適切な在庫管理について
3. 経済産業省職員による給付金詐欺事件について
4. 建築工事費調査に係る調査票配布の遅延について
5. 新設タカン装置等の換装計画に係る検討が不十分で運用できない事態について
6. T4中等練習機等で使用するための救命無線機の不適切な調達について

(出所) 筆者作成

(4) 措置要求決議

措置要求決議とは、警告決議の対象となるほどの事象ではないが、決算的観点から行政

¹⁴ 決議本文は以下を参照。参議院ウェブサイト「令和二年度決算 議決」〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/k010_061501.pdf〉

の制度や実施面での改善が必要な場合や、警告決議の対象となるような不正や無駄が生ずる背景に制度上や事業実施の枠組みの問題がある場合に、委員会として改善を求めるものである。措置要求決議は、初めて議決した平成15年度決算審査以降、全ての会派の合意に基づいて議決されてきており、今回も、決算是認の賛否にかかわらず、全会派が賛成している。令和4年6月13日の委員会において、令和2年度決算審査における議論を踏まえて議決した措置要求決議の項目は、図表3のとおりである¹⁵。

図表3 措置要求決議の項目

1. 放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の過大交付について
2. 警察施設における非常用発電設備等及び通信機器の不十分な浸水対策について
3. デジタル庁における情報漏えい対策の徹底について
4. 個人番号（マイナンバー）カードの普及等における不十分な取組について
5. 技能実習生の行方不明事案に対する不十分な実態調査について
6. 独立行政法人国際協力機構（JICA）が管理する無償資金協力支払前資金の滞留について
7. 国会開会中における予備費の適切な使用について
8. 予備費等の予算の執行状況に係る透明性の向上について
9. 貨幣回収準備資金において保有している金地金の有効活用について
10. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の不徹底な安全管理について
11. 旧国立競技場の解体に伴う収蔵品の保管場所確保に係る不適正な契約手続について
12. 水道施設における耐震化対策等の進捗状況について
13. 雇用調整助成金等における不正受給等の発生について
14. ひきこもり状態にある方への支援について
15. 日本年金機構による可搬型端末の不適切な調達等について
16. 農地情報公開システムの低調な利用状況等について
17. 農地耕作条件改善事業における農地集積目標の低調な達成状況等について
18. 持続化給付金事業における不透明な委託契約等について
19. 災害時の住民拠点サービスステーションの不適切な運営状況等について
20. 航空保安施設等の予備電源として保管している可搬形電源設備の不十分な耐震性について

（出所）筆者作成

¹⁵ 決議本文は以下を参照。参議院ウェブサイト「令和2年度決算審査措置要求決議」〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/k028_061301.pdf〉

(5) 会計検査院への検査要請

決算委員会は、決算審査において行政の制度や仕組みに関して指摘された問題のうち、その実態が不明確なものについて、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対して検査要請を行い、その検査結果を後年度の決算審査で活用している。

今般、委員会では、令和2年度決算審査を踏まえ、令和4年6月13日、会計検査院に対し、1項目の検査要請を行うことを決定した(図表4)。

なお、決算審査の過程においては、令和2年度及び3年度予備費の使用等について検査要請の提案が2件あったが、一本化して検査要請を行うこととなった。また、個人番号(マイナンバー)カードの普及等に向けた事業の実施状況等についても検査要請の提案があったが、与野党の合意に至らず、検査要請は行われなかった。

図表4 会計検査院への検査要請の項目

・ 予備費の使用等の状況について

(注) 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費及び一般会計予備費(新型コロナウイルス感染症対策のために使用したものに限る。)のうち翌年度に繰り越した経費並びに3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費を対象としている。

(出所) 筆者作成

4. 令和2年度決算審査に基づく決議の特色

令和2年度決算審査では、6項目の警告決議及び20項目の措置要求決議が議決された。警告決議は、過去10年度分で見ると平年並みであったが、措置要求決議は、比較可能な平成16年度決算審査以降¹⁶で最多となった。

今回の決議の特色として、新型コロナウイルス感染症対策として行われた事業について複数の決議が行われた点が挙げられる。警告決議では「布製マスク配布事業における不適切な在庫管理について」及び「経済産業省職員による給付金詐欺事件について」の2件、措置要求決議では「雇用調整助成金等における不正受給等の発生について」及び「持続化給付金事業における不透明な委託契約等について」の2件が該当する。令和2年度は通年で新型コロナウイルス感染症対策が行われており、前述の決議で取り上げられた事業は、予算執行段階から問題が指摘されていた¹⁷。決算段階で事業内容等を検証して課題と改善策を明らかにし、与野党協調の下で決議としたことにより、「決算重視の参議院」を体現したと言えよう。今後は、「政府が講じた措置」¹⁸等を踏まえ引き続き政府の対応を注視していく必要がある。

また、過去の不適切事案を受けて政府全体で再発防止の取組が進められていた公的統計について複数の警告決議が行われた点も特徴的である。今回、統計問題として、「建設工事

¹⁶ 措置要求決議が初めて実施された平成15年度決算審査では、まず全ての決議36項目を措置要求決議とし、その中で遺憾の意を表明するなどやや批難的な意味合いの強い12項目を警告決議としていた。平成16年度決算審査以降は、警告決議と措置要求決議を区別して議決している。

¹⁷ 『日本経済新聞』(令2.5.31)、『朝日新聞』(令2.6.1)、『朝日新聞』(令3.3.24)ほか

¹⁸ 政府は、決議が求める是正改善の取組に対して講じた措置について、通例では決議が議決された翌年の1月に、「政府が講じた措置」として、警告決議については参議院議長に対して、措置要求決議については決算委員会に対して、それぞれ報告することとなっている。

受注動態統計調査における二重計上について」及び「建築工事費調査に係る調査票配布の遅延について」の2件が警告決議となった。決算委員会では、平成29年度決算審査においても統計問題について警告決議を行っている¹⁹。同決議では、厚生労働省の毎月勤労統計調査における不適切な取扱いにより統計の信頼性が著しく損なわれたことなどを遺憾とし、事案発生 の 動機や原因の究明に努めるとともに、全府省庁における統計に対する検証と再発防止を徹底した上で、統計行政を立て直し、統計に対する信頼回復に努めるべきであるとされた。これを受け、令和2年1月に提出された「政府が講じた措置」²⁰では、「統計委員会における検証結果と再発防止に向けた提言や、それを踏まえて政府の統計改革推進会議が取りまとめた総合的な対策に基づき、全府省の統計作成プロセスの適正化等の取組を着実に推進し、統計に対する信頼の回復に努めてまいる」とされた。それにもかかわらず、今回、国土交通省の建設工事受注動態統計調査において、同省の指示で長年にわたり調査票が書き換えられてきたことなどにより一部の受注高が二重計上されていたこと、同省の建築工事費調査において、組織内の情報共有等がなされておらず、調査票配布の大幅な遅延が長期間改善されなかったことが明らかとなった。平成29年度決算審査に係る決議に対する「政府が講じた措置」の実効性が問われる事態である²¹。二重計上問題を受けて同省に設置された検証委員会が令和4年1月に提出した報告書では、公的統計について、「政策を企画立案するための根拠となるばかりではなく、国民が我が国の運営の実情を知り、政策を評価し、意思決定に利用するために不可欠な社会的情報基盤であり、…（略）」²²としている。政府は、そのような性格を持つ統計の信頼性が再び損なわれ警告が発せられたことを改めて重く受け止め、実効性のある措置を採るべきである。

なお、決算委員会は平成29年度決算審査において、警告決議を行ったほか、統計調査を実施している府省等を対象として、公的統計の整備に関する業務の実施状況等について会計検査院に対し検査要請を行うことを決定した²³。会計検査院は、要請を受けて令和3年9月に報告した「公的統計の整備に関する会計検査の結果について」²⁴の中で、建設工事受注動態統計調査について、二重計上問題は指摘していないものの、集計に含めるべきではない過去分の調査票における受注高も集計することで精度の低い調査結果となっていたこと

¹⁹ 決議本文は以下を参照。参議院ウェブサイト「平成二十九年度決算 議決」〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/k010_19061401.pdf〉

²⁰ 「政府が講じた措置」の全文は以下を参照。第201回参議院決算委員会会議録第2号2頁（令2.4.6）

²¹ 「政府が講じた措置」における実効性の確保に関しては、概括的な内容にとどまりがちな「政府が講じた措置」について委員等に対し別途詳細な資料が送付されるような仕組みはないこと、措置の一部が完了していない中で「政府が講じた措置」が提出された場合に、措置完了まで継続的かつ網羅的に監視できる仕組みとはなっていないことが指摘されている。また、決算審査におけるタイトな審議日程や質疑において取り上げるべき範囲が広範多岐にわたることなどから全ての措置内容についてたずさずすることは困難と思われるとした上で、「政府が講じた措置」の内容に不明な点がある場合や措置が完了していなかった場合に、これを質疑において問いただしていくことが、結果的に実効性確保につながるものと思われるとの考察もある。詳細は、三宅俊矢「決算審査における警告決議等の実効性」『立法と調査』No.411（平31.4.15）116～117頁を参照。

²² 建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る調査報告書」（令4.1.14）45頁

²³ 検査要請の内容は第198回国会参議院決算委員会会議録第10号36頁（令元.6.10）を参照。

²⁴ 報告書全文は以下を参照。会計検査院ウェブサイト〈<https://report.jbaudit.go.jp/org/r02/YOUSEI5/2020-r02-Y5000-0.htm>〉

を指摘している²⁵。毎月勤労統計調査の不適切処理問題を受けて政府が実施した一斉点検²⁶では建設工事受注動態統計調査の集計方法に係る問題の発見に至らなかったことから、決算委員会による検査要請が新たな問題発覚の契機として効力を発揮したと言えよう。

さらに、令和元年度決算審査に引き続き、災害時の浸水対策についての決議が行われた点も特色として挙げられる。令和元年度決算審査では、会計検査院からの指摘を踏まえた質疑を基に、災害拠点病院における自家発電機等の不十分な浸水対策についての措置要求決議²⁷を行ったが、令和2年度決算審査でも同様に、警察施設における非常用発電設備等及び通信機器の不十分な浸水対策についての措置要求決議を行った。政府には、会計検査院からの指摘やそれを踏まえた決議が繰り返されていることを踏まえて、対象省庁等だけでなく他の省庁等も対応するよう、浸水対策の改善に向けた取組の水平展開を求めたい。

加えて、デジタル庁に対して措置要求決議が行われたことも特筆すべき点である。デジタル庁は、デジタル社会形成の司令塔として3年9月に発足したが、発足直後から度重なる情報漏えい事案が発生し、決議が行われるに至った。コロナ禍の下で顕在化した公務におけるデジタル化の遅れは早急に改善しなければならない問題ではあるが、デジタル化の推進には、行政機関等の機密情報や個人情報の漏えいを防ぐための情報セキュリティの確保が不可欠であると同時に、それに携わる職員には、十分な知識と能力のみならず、機密情報等を扱っているという自覚がなければならない。政府においては、デジタル技術の整備には多額の費用を投じる必要があることを踏まえ、その政策効果が確実かつ効率的に発現するよう、公務に携わる責任感と技術力を真に備えたデジタル人材の確保及び育成が求められる。

そのほか、予備費に関する措置要求決議について、令和元年度決算審査での1件²⁸に続き、令和2年度決算審査において「国会開会中における予備費の適切な使用について」及び「予備費等の予算の執行状況に係る透明性の向上について」の2件を行ったことも特徴的である。そのうち後方で示された予算の執行管理に係る課題に関しては、次章で詳しく取り上げることとしたい。

5. 決算審査の更なる充実に向けた今後の課題

決算審査の意義は、国の予算執行の効果を検証し、その結果を後年度の予算編成及び執

²⁵ 建設工事受注動態統計調査の二重計上問題は、令和3年12月15日の新聞報道により発覚した（『朝日新聞』（令3.12.15））。令和2年度決算の概要報告を聴取した同月21日の本会議では、同問題について多くの質疑がなされた（第207回国会参議院本会議録第5号1～16頁（令3.12.21））。

一方、会計検査院は、二重計上問題について、同年9月に報告した検査において、把握していなかったとしている（第208回国会衆議院総務委員会議録第3号8頁（令4.2.8））。会計検査院の検査に当たっては、会計経理の問題から一歩進んで、行政目的が達成できたかどうかまで踏み込むことが、会計検査院の本来の役割だとの指摘がある（『朝日新聞』（令3.12.20））。

²⁶ 総務省「基幹統計の点検及び今後の対応について」（平31.1.24<https://www.soumu.go.jp/main_content/00596373.pdf>）

²⁷ 決議本文は以下を参照。参議院ウェブサイト「令和元年度決算審査措置要求決議」<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/204/k028_21060701.pdf>

²⁸ 決算委員会は、令和元年度決算審査において、措置要求決議として「予備費の適切な使用について」を議決している。決議本文は前掲注27のウェブサイトを参照。

行に反映することによって、より一層適正な財政運営の実現を目指すところにある。決算審査が的確かつ円滑に行われるためには、政府が予算の執行状況について検証が容易な形式で情報開示することが求められる。この観点から、令和2年度決算審査を踏まえ、決算審査の更なる充実に向けた今後の課題を指摘したい。

前述のとおり、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策が通年で行われており、決算審査においてもその経費について多くの質疑が行われた。

特に、一般会計予備費とは別に新型コロナウイルス感染症対策予備費が令和2年度第1次補正予算で初めて計上され、同年度において最大11.5兆円もの巨額計上となったことから、例年と比べ、予備費使用の在り方について活発な議論が行われた。質疑では、国会開会中の予備費使用決定の是非²⁹、議事録が残る場での説明や使用調書の内容充実等により予備費使用についての説明責任を果たす必要性など様々な議論がなされたが、ここでは、措置要求決議にもなった予備費使用決定後の執行管理の在り方について取り上げたい。

既に当初予算や補正予算で計上済みの経費に予備費使用額を追加した場合、執行段階では一体化して管理される。このことについて、委員会では、予備費による執行額が特定できないため予備費使用の是非に係る検証が困難であること、既定予算と予備費とを区分した執行管理の在り方を検討する必要があることが指摘された³⁰。これに対し、政府からは、「予算の不足を補うという予備費の性格や各省庁の執行管理が複雑化することによって追加的業務負担が生じ得るなど実務上の課題があり、予算執行の効率性を損ないかねない等の観点から慎重に検討すべき課題である」旨の答弁があった³¹。しかし、予備費制度は予算の事前議決の原則の例外であり、そもそも国会による事前の財政統制が機能しづらい仕組みとなっている。その上、事後的な検証すら容易ではないということになれば、「予備費は政府の便利な財布」との指摘³²も否定できない。事前議決の原則の例外である予備費を計上するからには、予備費使用決定に係る判断とその結果について説明責任を十分に果たすべきである。国民の理解の下でより効果的かつ効率的な予算編成及び執行を行うためには、執行実績の検証による課題の把握と改善策の検討が不可欠であることに鑑み、政府には予備費の執行に係る透明性の向上について早急に取り組むことが求められる。委員会では、令和2年度決算審査を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策のために使用された予備費の使用等の状況について会計検査院に対し検査要請を行った。予備費の執行管理の状況を改善するための一助として、検査結果の報告が待たれる。

予算の執行管理における不透明性は、予備費にとどまらず、新型コロナウイルス感染症対策関係経費全体についても課題として挙げられる。会計検査院が令和2年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況³³として掲記した「新型コロナウイルス感染症対策に

²⁹ 平成19年4月に閣議決定された「予備費の使用等について」では、国会開会中の予備費の使用決定を①事業量の増加等に伴う経常の経費、②法令又は国庫債務負担行為により支出義務が発生した経費、③災害に起因して必要を生じた諸経費その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費、④その他比較的軽微と認められる経費等に限定している。

³⁰ 第208回国会参議院決算委員会会議録第4号(令4.4.11)、第8号(令4.5.16)、第9号(令4.6.13)

³¹ 同上

³² 『毎日新聞』(令4.3.30)

³³ 不適切な事態とは言えないまでも、会計検査院の問題意識が示されたもの。

関連する各種施策に係る予算の執行状況等について」³⁴では、分析の対象を、新型コロナウイルス感染症拡大以降の経済対策等から感染症対策として抽出できた事業のうち、各府省等において感染症対策関連の予算執行を区分管理していたため執行状況等の分析が可能であることが検査の過程で判明した事業のみとしている。国の決算等を検査する役割を担う会計検査院でさえも感染症対策関連経費の全体像を把握しきれないということは、多額の国費を投じた事業の効果検証ができないことを意味する。政府には、今回の決算審査や令和2年度決算検査報告で予算の執行管理の在り方について多くの問題点が挙げられたことを好機と捉え、改善に向けた取組を進めることが求められよう。

なお、予算の執行管理における不透明性は、コロナ禍特有の問題ではない。次の令和3年度決算審査においては、3年7～9月に開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関係経費も論点となり得るが、これについても会計検査院と内閣官房とで大会の関連施策に係る支出額の規模に差異があることが明らかとなっている³⁵。決算委員会は、平成29年6月に、大会に向けた取組状況等について会計検査院に検査要請を行い、会計検査院からは、大会開催までに2件の報告がなされた。会計検査院は大会の終了後にも取りまとめが出来次第報告するとしており³⁶、決算段階における関係経費の全体像や費用対効果などが再度注目されると思われる。政府には、今回の決算審査で予算の執行管理の在り方について数多く質疑がなされたことを踏まえた丁寧な説明を期待したい。

新型コロナウイルス感染症のまん延はいまだ我が国経済等に影響を及ぼしており、限られた財源で現状に即した対策を効果的に行えるよう、より一層の効率的な予算執行が求められている。未曾有の事態に対応した実績から教訓を読み取り、次へとつなげる役割は、まさに予算執行の検証を行う決算審査が担うところである。しかし、決算審査がその責務を果たすに当たり、政府による現状の情報開示の在り方は、不十分であると言わざるを得ない。政府は、審査に資する形で情報開示を行うための課題と改善策を具体的に検討するなど、更なる決算審査の充実に向けた真摯な姿勢が求められる。

(たなか さおり)

³⁴ 会計検査院『令和2年度決算検査報告』471～524頁

³⁵ 会計検査院が、参議院決算委員会の検査要請に対する平成30年10月の報告に引き続き令和元年12月に報告した「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について」では、政府が元年6月に国会に提出した「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」(元年取組状況報告)に記載の取組内容に該当する事業における平成25～30年度の支出額を集計したところ、1兆600億円となったなどと指摘された。これに対し内閣官房は、令和2年1月、元年取組状況報告に記載の取組内容に該当する事業を大会との関連性に着目して整理し、会計検査院の試算1兆600億円のうち、大会の準備、運営等に特に資する事業は2,669億円であるなどとする調査結果を発表した。

内閣官房の調査結果は以下を参照。内閣官房オリパラ事務局「会計検査院報告(第2弾)の指摘を踏まえた調査結果について」(令2.1.24<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/pdf/200124_report.pdf>)

³⁶ 会計検査院「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について」(令元.12.4)154頁